

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第62号
事故等種類	衝突（岸壁等）
発生日時	平成25年9月11日 14時00分ごろ
発生場所	青森県青森市青森港第1区の旅客船ターミナルー6.5m岸壁 青森港北防波堤西灯台から真方位221°0.4海里付近 （概位 北緯40°49.9′ 東経140°44.2′）
事故等調査の経過	平成25年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視船 おいらせ、335トン
船舶番号、船舶所有者等	137196、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、一級海技士（航海） 航海長、一級海技士（航海） 機関長、三級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷、左舷船首部スタンションに曲損 岸壁等 岸壁の照明器具が破損、岸壁に係留保存中のメモリアルシッ プ（八甲田丸）の左舷船首部外板に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長、航海長及び機関長ほか19人が乗り組み、船橋で航海長が操船指揮を、機関長が主機操縦レバーの操作をそれぞれ行い、船長及び航海士が船橋の配置に就き、青森港第1区の旅客船ターミナルー6.5m岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けで着岸しようとして本件岸壁に接近した際、機関長が、主機操縦レバーを誤って前進側に操作したことに気付き、後進をかけたが、平成25年9月11日14時00分ごろ、右舷船首部が本件岸壁に、左舷船首部が本件岸壁に係留中の八甲田丸の左舷船首部にそれぞれ衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、青森港第1区の本件岸壁に右舷着けの着岸作業中、機関を後進にかける操作が適切でなかったことから、行きあしを制御できず、本件岸壁及び同岸壁に係留中の八甲田丸に衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、青森港第1区の本件岸壁に右舷着けの着岸作業中、機関を後進にかける操作が適切でなかったため、行きあしを制御できず、本件岸壁及び同岸壁に係留中の八甲田丸に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業中においては、行きあしの制御を適切に行うこと。